

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：滋賀南部森林組合（法人番号4160005002303）
業者の住所：滋賀県大津市瀬田神領町番戸谷40-1
- 指名停止措置期間：令和元年6月24日から
令和元年7月23日まで
- 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 事実概要：滋賀南部森林組合は、滋賀県発注工事において、次の建設業法および公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）違反行為を行い、滋賀県から建設業法第28条第1項に基づく指示処分を受けた。
 - 滋賀県に提出した施工体制台帳の添付書類（下請契約に係る建設業法第19条第1項の規定による書面の写し）について、事実と異なるものを添付した。（入契法第15条第2項違反）
 - 下請工事について、追加工事および変更工事が発生したが、書面による変更契約を行わなかった。（建設業法第19条第2項違反）
 - 施工体系図や施工体制台帳など営業に関する事項を記録した帳簿および営業に関する図書を営業所に保存していない。（建設業法第40条の3違反）
- 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く）	当該認定をした日から <u>1月以上9月以内</u>